



地下鉄：丸の内線、千代田線、日比谷線「霞ヶ関」駅下車
出口 B3a、B3b(中央合同庁舎第5号館直通地下通路)、C1

※出口B3bの利用時間は、平日の7時～21時となっています。
※ご来館の際は、身分証(学生証、免許証など)をご持参ください。

問い合わせ先
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎第5号館
厚生労働省 医薬局 総務課 薬系技官採用担当
TEL 03-3595-2377(直通)
E-mail recruitmhlwph@mhlw.go.jp

厚生労働省 薬系技官採用情報ページ
<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kokka1/yakugaku.html>

またはキーワード検索にて

薬系技官 採用



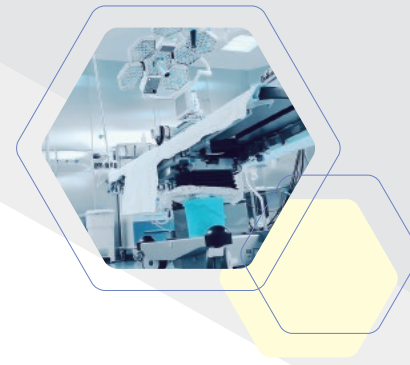
厚生労働省

総合職

薬系技官

化学・生物・薬学

理系のチカラで
「生きる」を支える



採用案内
2024

人々が「ココロもカラダも健康で幸せに生きていく」という原点を支えていく使命

「健康」 —それは人々の生活の原点ともいえる大事なものです。

ICT や AI の開発等、科学技術の発展により、社会は目覚ましいスピードで変化しています。

私たちは、様々な観点からその影響を評価・予測し、変化に追いつき、さらに先取りして、社会で有効かつ安全に活用できるためのルールを作ることで国民の健康の維持に貢献しています。

薬系技官には、革新的な医薬品、医療機器の開発、食の安全、医療提供体制の確立など、

人々の健康を守るための重要なミッションが待っています。

さあ、一步踏み出そう！

「ココロもカラダも健康で長生きできる社会」の実現に、

あなたのチャレンジを心待ちにしています。

CONTENTS

審議官からのメッセージ	4	保険局		薬系技官のLife Style	22
薬系技官とは	5	医療課	15	薬系技官のワークライフバランス	24
薬系技官が担う分野	6	老健局		若手薬系技官に聞いてみました！	26
幅広い場面で活躍する薬系技官	7	老人保健課	15	薬系技官座談会	28
活躍するフィールド		大臣官房		キャリアパス	32
.....		厚生科学課	16	先輩薬系技官からの MESSAGE	33
医薬局		PMDA	16	募集要項	34
総務課	8	消費者庁		Q & A	35
医薬安全対策課	9	食品基準審査課	17		
医薬品審査管理課	10	環境省	18		
医療機器審査管理課	11	食品安全委員会	18		
監視指導・麻薬対策課	12	熊本県庁	19		
国際薬事規制室	13	内閣府	19		
化学物質安全対策室	13				
医政局		世界で活躍する薬系技官	20		
医薬産業振興・医療情報企画課	14	協働する仲間たち	21		
研究開発政策課	14				



厚生労働省大臣官房審議官
(医薬担当)
吉田 易範
YOSHIDA Yasunori

平成2年 厚生省新医薬品課 / 新医薬品審査管理担当
平成22年 保険局医療課薬剤管理官
平成24年 (独) 医薬品医療機器総合機構審査マネジメント部長
平成27年 国立研究開発法人日本医療研究開発機構臨床研究・治験基盤事業部長
平成29年 内閣府食品安全委員会評価第一課長
平成30年 厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長
令和2年 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
令和5年 現職

審議官からの
メッセージ

「感動体験」をしてみませんか
薬系技官として一緒に

理系の専門性を活かし、漠然と広い立場から国民の健康、医療に関わりたいとの思いで厚生労働省に入省した役人人生のスタートは新薬の承認審査でした。今では審査のプロであるPMDAが承認審査業務を行います。PMDA設立以前は、職員が企業から申請内容の説明を受け、問題点を整理し、薬事審議会での審議にかけていました。当時、夢の新薬と言われたインターフェロンも担当しました。学生時代とは比べものにならない医学・薬学の最先端の情報を超短時間で詰め込み、企業とのタフなやりとりを繰り返す日々は、責任の重さと厳しさ、他方でやりがいと楽しさを十分経験できました。

直近では、新型コロナ対応が印象的です。とにかく治療薬がない中、緊急事態宣言が発令され日本中に閉塞感が

漂う2020年5月の連休中、休日返上で登庁後、重い足取りで帰宅の途中、「レムデシビルの有効性が確認された」との一報を受けたときの興奮と、これようやく治療薬を1つ承認できるという安堵感は今でも忘れられません。

その他、AMEDの一期生部長として大学研究者に創薬研究開発費を配分すること等を通じ、アカデミア発創薬の推進に少しは貢献できたのではと自負しております。ご縁でノーベル医学生理学賞を受賞された本庶佑先生にも懇意にいただきました。

さらに、薬剤管理官として、新薬の価格、いわゆる薬価の算定作業は、新薬のイノベーション評価と皆保険維持のための医療費適正化という、相反するベクトルを国民が納得する形で適切

に評価する作業であり、毎回神経を大いにすり減らしながらのまさに真剣勝負でした。

また、ゲノム編集技術応用食品を含め、食品の安全・安心を確保する食品基準作りでは、消費者の関心も極めて高く、日々いろんな方々から問い合わせやお叱りを受けました。

このように薬系技官が関わる業務は、国民の健康に直結し、また国民の関心も極めて高く、幅広い分野にまたがっています。海外、地方、他省庁勤務等もあります。どのポジションも決して楽とは言いませんが、真剣に取り組めば、必ずや「感動体験」が待っています。私にとってはどれも貴重な宝物です。

皆さんも、国民の健康を願って、一緒にこの「感動体験」をしてみませんか。

薬系技官とは

医薬品や食品、化学物質など「モノ」が人体に与える影響に着目した、国民の暮らしや健康保持・増進に関する制度作りの他、安全な医療を届けるための仕組み作りの中心となって活躍する技術系行政官のことです。

薬系技官*は、薬学、化学、生物学等の基礎知識を背景にして、よりよい日本を築くために、あるいは日々発生する諸問題に対処するために、他職種や他省庁の職員等と協働しながら、職務に邁進することが期待されています。その活躍分野は意外に広く、薬事行政分野のみならず、研究開発振興、食品安全、化学物質規制等の多岐の分野に渡っています。日本社会には、科学という言葉だけでは理解されず、また解決することもできない多数の機微があります。そのような社会にあって、世の中の感情に流されず、正しい知識を基に判断し、内に外に伝えていくこと。薬系技官には、そんな「メッセンジャー」としての役割もまた、求められています。

*厚生労働省における総合職(化学・生物・薬学)の採用は、薬学部卒業生に限定しているわけではなく、様々な他学部の方もいますが、主として薬事分野の業務に携わることから、このパンフレットにおいては、便宜的に「薬系技官」と称しています。

政策立案から実施に至るプロセスすべてに関わります

下図は、政策の立案から実施に至るプロセスの一例ですが、薬系技官はすべての過程に関与します。円滑で適切な問題解決ができるように、わかりやすい資料を作成し、関係者と意見交換していくことが大切になります。



薬系技官の武器は分野の専門性と行政スキルです

行政官には色々な人の声に耳を傾け、政策を実行する能力が必要です。薬系技官はこのようなスキルに加えて、理系の基礎知識や「科学的にデータを評価し論理的に考える能力等の専門性」を武器に仕事を進めます。



こんな想いを持っているなら、あなたの力を発揮できる仕事があります

人のため、社会のために役立ちたい

「国民の幸福」が私達の求める利益です。様々な状況におかれている人々に目を向け、社会に貢献したいという気持ちが大切です。

様々な人たちと協力して自分を高めたい

制度作りは自分一人ではできません。多くの専門家や関係者の意見を聴き、自らも知識を吸収しながら、協力して取り組みます。

大きな改革にチャレンジしたい

社会は常に変化しています。既存の枠にとらわれない柔軟な発想力とともに、社会全体をよりよい方向へと変えていきます。

薬系技官は、幅広い分野で国民の「生きる」を支えています。

これらはほんの一例で、人々の健康や医療など、「生きる」に直結する仕事を担っています。



薬事

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づき、世の中に流通する医薬品等を国民の皆様が安心して使ってもらえるようなルール作りを行います。

- ◆ 医薬品、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品、化粧品等の品質・有効性・安全性の確保
- ◆ 麻薬・大麻・覚醒剤・危険ドラッグ等の取締り
- ◆ 献血の推進
- ◆ 医薬品の販売制度
- ◆ 薬剤師国家試験

保健医療

医療の一翼を担う薬剤師の役割及びそれを踏まえた診療報酬の在り方の検討や、医薬品等の価格を適正に評価し決定することで、国民が安心して医療を受けられるような体制を整えます。

- ◆ 診療報酬、調剤報酬
- ◆ 薬剤師の職能
- ◆ 薬価、材料価格
- ◆ 後発医薬品の使用促進

食品安全

食品衛生法等に基づき、食品の添加物や包装等のリスク管理を行うことで、「流通している食べ物は安心して食べられる」という“当たり前”を守ります。

- ◆ 食品添加物指定、規格基準
- ◆ 食品のリスク評価、安全監視
- ◆ 食品中の農薬等の残留基準
- ◆ 器具・容器包装の規格基準

化学物質

新規及び既存化学物質をはじめ毒物及び劇物から身近な家庭用品まで、国民の健康に関わる化学物質の安全対策を行います。

- ◆ 化学物質のリスク評価
- ◆ 家庭用品の安全対策
- ◆ 毒物・劇物の取締り

研究開発

医薬品等を大学や企業が開発しやすい環境を整えたり、研究予算を確保したりすることで、日本のライフサイエンス研究を支援します。

- ◆ 医薬品・医療機器・再生医療等製品等の研究開発の推進
- ◆ ライフサイエンス分野の研究開発の推進
- ◆ 医療系ベンチャー企業の支援

その他行政

その他幅広い分野にわたり、国全体で進めていく施策などに貢献しています。

- ◆ 国際案件
- ◆ 感染症対策
- ◆ 災害・テロ対策
- ◆ 政府の基本方針の調整

幅広い場面で活躍する 薬系技官

薬系技官は、厚生労働省にとどまらず、他省庁や国際機関などへ出向し、幅広い場面で活躍して、経験を積む機会に恵まれています。

これらの業務は、厚生労働省の業務と相互に関係し合っていることが多いですが、厚生労働省の業務とは直接的には関係しない場合であっても、行政の仕事をしていく上での新たな気づきを得ることができます。

いずれの業務でも、薬系技官ならではの幅広い知識と経験、総合力が必要なものばかりです。

また、他の組織の職員の仕事の方法を学ぶこと、他の組織から厚生労働省という組織を客観的に見る機会が与えられていることにより、今後の厚生労働行政のコンサルティング能力を養うことにもなります。

主な出向先

令和6年1月現在

他府省庁

内閣官房

健康・医療戦略室(内閣府健康・医療戦略推進事務局)
副長官補(事態対処・危機管理担当)付
内閣感染症危機管理統括庁
新しい資本主義実現本部事務局

人事院

人材局 試験専門官室

内閣府

食品安全委員会事務局
政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付
政策統括官(経済安全保障担当)付

消費者庁

食品表示企画課

総務省

情報公開・個人情報保護審査会事務局

外務省

経済局国際貿易課

文部科学省

研究振興局 ライフサイエンス課

環境省

大臣官房環境保健部
水・大気環境局

防衛省

人事教育局 衛生官付

地方厚生局・地方自治体等

厚生局

関東信越厚生局
東海北陸厚生局
近畿厚生局

地方自治体

北海道庁
富山県庁
広島県庁
福岡県庁
熊本県庁

関係機関

国立医薬品食品衛生研究所
国立感染症研究所 感染症疫学センター
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人 日本医療研究開発機構
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
神戸市/公益財団法人神戸医療産業都市推進機構
社会保険診療報酬支払基金
福島国際研究教育機構

国際関係機関

在ウィーン国際機関日本政府代表部
在インド日本国大使館
インドネシア保健省
在インドネシア日本国大使館
WHO



医薬局
総務課 係員
牟田 幹悠
MUTA Mikiyoshi

薬剤師・薬局の更なる活躍に向けて

薬剤師・薬局を取り巻く環境の変化に対して

様々な薬物療法の開発・普及、在宅医療の推進等によって患者の療養環境は変化し、調剤技術や情報通信技術の進展など薬剤師・薬局を巡る状況も大きく変化しています。さらに、少子高齢化のさらなる進行や人口減少地域の増大が予測され、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制の確保も求められています。このように薬剤師を取り巻く環境が変化する中、薬剤師・薬局には地域の医療提供施設等と連携し、質の高い薬物療法を提供することが求められます。

薬剤師に関しては、従事先の業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の確保は喫緊の課題です。総務課では令和5年6月に、地域住民の薬剤師業務に係る医療需要に対する薬剤師数の多寡を統一的・客観的に把握するための薬剤師偏在指標を策定するとともに、具体的な施策の例示を含む「薬剤師確保計画ガイドライン」を作成し、各都道府県における地域の実情に応じた効果的な薬剤師確保の取組を推進しています。

令和5年1月からは、オンライン資格確認を基盤とした電子処方箋の運用が開始され、医療機関・薬局を跨いだ直近の処方・調剤情報の閲覧や、重複投薬、併用禁忌の有無の確認等が可能となりました。円滑な情報連携による医療の質向上や医療機関・薬局の業務効率化、待ち時間短縮といった患者の利便性増加等、皆様が電子処方箋のメリットを最大限享受できるよう、総務課では電子処方箋の更なる普及拡大に取り組んでいます。

医薬品は副作用などのリスクも併せ持つことから、専門的な知識を持った薬剤師・登録販売者による販売が必要です。総務課で

は医薬品が適正に販売されるよう、毎年度販売実態調査に取り組んでいます。そして、医薬品をめぐる状況の変化に対し、医薬品の安全かつ適正な使用を確保したうえで、国民の医薬品へのアクセス向上の観点から、医薬品の販売制度について必要な見直し等に関する検討を行っています。さらに、医薬品の適正使用推進のため、毎年10月17日～23日を「薬と健康の週間」として、薬剤師の役割や医薬品の正しい使用・保管方法、副作用等について普及啓発も行っています。



医薬局 総務課

医薬局総務課では、患者さんが安全かつ有効な薬物療法を受け、国民が医薬品を適正に使用することができるよう、薬剤師・薬局の機能強化や薬剤師確保に向けた取組、医療業務におけるICTの利活用など、薬剤師の職能発揮のための取組を推進しています。また、適切に医薬品の販売が行われるための制度作りや、医薬品適正使用の普及啓発などを担当しています。

内容に関する
参考ホームページ



市販後も医薬品等をより安全に使用していただくために

市販後における安全性確保の取組

医薬品や医療機器、再生医療等製品は、有効性や安全性を確認した上で、厚生労働大臣等の承認を経て市販されますが、それで終わりではありません。市販後は、治験という制限された環境とは異なり、幅広い年齢層、基礎疾患、併用薬等の背景が様々な患者さんに使用され、使用者数も増加することから、承認までに判明していなかった副作用等が明らかとなることもあり、医薬品等を安全に使用するためには、承認後も引き続き安全性を監視していく必要があります。

薬機法では、医薬品等を製造販売する企業に対して、副作用等の情報のほか、医薬品等の安全性に関する研究報告や、外国政府がとった安全確保措置等の情報を収集し、厚生労働省へ報告するよう義務付けています。さらに、医師、薬剤師等に対しても、副作用等の情報を報告することを求めています。医薬安全対策課では、PMDAと連携し、専門家の意見を聴きながら、収集された情報を科学的に評価・分析して、未知の副作用が確認された場合には新たな注意喚起を行う等、リスク低減のために必要な対策を講じています。また、緊急な対応が必要な場合には、緊急安全性情報（イエローレター）や安全性速報（ブルーレター）の発出を企業へ指示することもあります。その他、医療関係者に対する「医薬品・医療機器等安全性情報」の発行や、PMDAと協力した「PMDA メディナビ」の配信を通じての情報提供、患者さんに対して、各医薬品について平易な言葉で解説した「患者向け医薬品ガイド」を作成する等、医薬品等の正しい使い方について多くの方に知っていただくよう日々努めています。

医薬品等のリスクをゼロにすることはできませんが、国民のみ

なさんがより安心して医薬品等を使えるよう、絶えず安全対策の取組を続ける必要があります。国内や海外の安全性情報を収集しながら、必要に応じて措置を講じ、安全性情報を医療現場や患者さんに迅速に伝えるべく、課内のメンバーと協働して業務にあたっています。



医薬安全対策課

医薬安全対策課では、副作用等の安全性情報を収集するとともに、添付文書の使用上の注意の改訂を指示するなど、市販後の安全性確保のために必要な対策を行っています。また、医薬品の副作用等による健康被害を受けた方を救済するための医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度において、制度を運営するPMDAからの申出に基づき、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くなどの一端を担っています。

内容に関する
参考ホームページ



医薬局
医薬安全対策課 係員
牧野 恵利
MAKINO Eri

医薬局
医薬安全対策課
次世代医薬品等安全対策専門官
板垣 麻衣
ITAGAKI Mai

新たな治療方法等を円滑かつ早期に 医療現場に届けるために



医薬局
医薬品審査管理課 係員
渡部 佑樹
WATABE Yuki

医薬局
医薬品審査管理課
次世代ワクチン等審査推進室長
松倉 裕二
MATSUKURA Yuji

必要な医薬品を 患者さんのもとへ届けるため

最先端の技術を医療現場へ

世界中の研究者や製薬企業が日々新しい医薬品の開発を進めています。新型コロナのmRNAワクチンやアルツハイマー病の進行を抑制する薬など新たな医薬品の登場により、これまで予防・治療が難しかった病気への対応が可能になっています。これらの医薬品について、臨床試験等のデータに基づき、科学的に中立な視点で品質、有効性及び安全性を審査し、医療現場に届けるのが医薬品審査管理課の仕事です。世界で初めて日本で承認される医薬品もあります。最新の技術を正しく評価できるよう、研究の推進や海外の規制当局との連携にも力を入れています。

ドラッグ・ロス、供給不安への対応

欧米で承認されている医薬品が日本では開発されない「ドラッグ・ロス」の拡大が指摘されています。患者さんが少ない希少疾病や小児用など、企業による開発が難しい医薬品について、その開発を後押しする環境整備も私たちの仕事です。厚生労働省では、令和5年7月から新たな検討会を開催し、ドラッグ・ロスを解決するための薬事規制のあり方について検討を開始しました。医療の専門家や製薬業界などのメンバーで毎月活発に議論し、その様子をYouTubeでライブ配信しています。これまでに、希少疾病用医薬品の開発を早期から支援する仕組みや、成人用の開発と同時に小児用の開発計画を作る仕組みなど

について、結論をまとめました。

また、近年、ジェネリック医薬品等の供給不安が大きな課題になっています。品質問題が生じないよう審査を強化するとともに、供給不足が生じた際の製造方法の変更や代替品への切り替えを迅速に審査できるよう取り組んでいます。

さらに、セルフメディケーションの推進の観点から、OTC化が要望された医薬品成分について評価を行い、OTC化する場合の対応策を検討しています。緊急避妊薬については、OTC化する場合の対応策の検討に必要なデータを収集するため、令和5年11月から、一部の薬局において試行的に販売を行う調査研究を開始しました。

このような医薬品を巡る様々な課題に向き合いながら、日々の業務に邁進しています。

医薬品審査管理課

医薬品、医薬部外品、化粧品を国内で流通させる際の審査業務を担当しています。また、医薬品製造業の許可や治験の実施に関する制度など幅広い業務を行っています。革新的な技術を活用した医薬品や、難病等の治療のために必要な医薬品など、患者さんが必要とする医薬品を迅速かつ安全に提供することが私たちの使命です。厚生労働省内の様々な部署やPMDA、製薬企業等と緊密に連携しながら、制度の改善や見直しを進めています。

内容に関する
参考ホームページ



革新的な医療機器の早期実用化に向けて

医療機器は、絆創膏やコンタクトレンズのような家庭でも良く見られるものから、ペースメーカーやステントなど患者さんに埋め込むもの、あるいはCTやMRIなどの診断に用いるものや手術支援に用いるロボットまで実に多種多様であり、さらに近年は、患者さんの行動変容を促すことで治療効果を発揮するアプリなど、医療機器を通じた治療機会の可能性は益々広がっています。これに伴い、品質、有効性及び安全性に配慮しつつも、患者さんのもとへスピーディーに革新的な医療機器が届けられるよう、また、新たな技術に応じた合理的な規制となるよう、薬事制度の見直しも頻りに求められるようになってきました。この見直しにあたっては、多くの関係者との地道な調整が必要になり困難を伴うことも多いですが、その先により良い医療の実現があることを願い、日々業務に励んでいます。

医療機器規制の国際調和に向けて

一般に、医療機器は、使用される側である患者さんがその品質や有効性等を判断することは困難です。そのため、誰かがその品質や有効性等を担保する必要があり、それを各国の薬事規制当局が担うという形になっていますが、ともすれば、薬事規制当局は、各国独自の規制を設ける等よりガラパゴス的に、あるいは、必要以上に自国民のデータを求める等より保守的に、その制度を構築・運用しがちなところがあることは否めません。しかし、患者さんのことを考えるのであれば、そのガラパゴス的な、あるいは保守的な壁を乗り越え、各国で生み出されたイノベティブな医療機器が速やかに多くの必要とする方の手に渡るよう、各国の薬事規制当局が積極的・継続的に対話を行い、合理的な薬事規制の国際調和を進めることが非常に重要であり、この観点から、医療機器審査管理課では、マルチ・パイの場での薬事規制の国際



医薬局
医療機器審査管理課
医療機器規制国際調整官
宮坂 知幸
MIYASAKA Tomoyuki

調和に向けた活動を精力的に行っています。本活動を通じて、日本発あるいは海外発の革新的な医療機器が、日本だけでなく世界中の患者さんの手に速やかに届くことを目指しています。



IMDRF（国際医療機器規制当局フォーラム@ベルリン）にて

医療機器審査管理課

医療機器審査管理課は、医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等製品の品質、有効性及び安全性を確保するための審査・承認制度、製造・販売するために必要な業許可制度に関する事項等を所管しています。医療機器等の特性に応じた審査制度の改善、審査に必要な基準の作成、薬事規制の国際調和等を通じて、安全かつ有効な医療機器等を医療現場にいち早く提供することを目指しています。

内容に関する
参考ホームページ





医薬局
監視指導・麻薬対策課 主査
大塚 舞衣
OTSUKA Mai

医薬品、麻薬等の危害を防止し、国民の健康を守る

医薬品等の品質確保や適切な流通に向けた監視指導業務

医薬品や医療機器等は、その製造、販売、品質確保、表示、広告等について必要な規制（ルール）が設けられています。当課では、国民に安全な医薬品等をお届けするために、それらルールが遵守されているかの監視監督を行っています。例えば、医薬品等が必要な品質管理・製造管理基準等を遵守して製造されているか、情報提供や流通・管理が適切に行われているか、消費者に誤解を招く広告が行われていないか等、様々な観点から薬事監視を実施しています。

さらに、品質・有効性・安全性が担保されていない製品が流通しないよう、各都道府県の薬事監視員やPMDA、また、国立医薬品食品衛生研究所や国立感染症研究所等の関係機関とも連携して、製品や事業者に対する監視指導・取締り業務を行っています。不正・不良医薬品等を流通させた事業者に対しては、これら製品の販売中止や回収、情報提供等を指導するほか、注意喚起のため、国民に対して事例の周知を行っています。

保健衛生上の危害の発生、拡大を防止し、国民の健康を守るため、日々の業務に取り組んでいます。

麻薬等の薬物の乱用防止、医療用麻薬の適正使用の推進

法律で規制されている麻薬・向精神薬・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、取締りと予防啓発に係る企画立案を実施しています。

モルヒネ等の麻薬は、適切に用いられた場合には、病気による

強い痛みを緩和できるなど有用である一方、乱用された場合には乱用者本人の心身のみならず、その家族や社会に対しても甚大な影響を及ぼします。このため、麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬等の使用を医療や研究の用途に限定するとともに、不必要な製造・輸出入・販売等がなされないよう、地方厚生局麻薬取締部や自治体と連携して、監視指導や捜査を行っています。また、特に若年層を対象として、薬物乱用防止のため、薬物に関する正しい知識の啓発にも力を入れています。

令和5年度は改正大麻取締法が国会で成立し、大麻由来の医薬品について、麻薬として医療等の用途が認められました。法律を踏まえ、新たな麻薬が上手く流通できる仕組みを作ることも私たちの仕事の1つです。既存の麻薬についても、医療現場において適切に使用されるよう、医療用麻薬の適正使用指針を作成し、普及させる取組みを行っています。

監視指導・麻薬対策課

監視指導・麻薬対策課では、自治体やPMDA等の関係機関と連携し、不良医薬品・医療機器等の取締りや製造販売業者等への監視指導を通じて医薬品、医療機器等の品質確保を図るとともに、麻薬等薬物の乱用防止対策として、地方厚生局麻薬取締部や都道府県と連携し、指導監視・捜査、青少年等への予防啓発等を実施しています。



内容に関する
参考ホームページ



医薬局
総務課国際薬事規制室 室長補佐
黒岩 健二
KUROIWA Kenji

世界の規制当局と協働し、薬事規制調和を目指す

ポストコロナの今、未知の公衆衛生上の脅威に対する治療薬やワクチンを速やかに実用化できるよう、世界各国の薬事規制当局間でワクチンの有効性の評価方法や安全対策に関する情報交換、共通認識づくりなど、様々な連携・協力を行っています。新しいモダリティの製品や製造技術・分析技術の発展に対応し、評価方法に関する新たな世界共通ガイドラインの作成も進めています。また、近年、世界では、先進国の審査結果を参照することで審査を簡略化する活動が進んでおり、日本を参照とする国も年々増加しています。このように、日本が世界と協力し、世界に信頼されることで、日本発の医薬品が海外で早期に実用化されることを期待しながら、日々業務に取り組んでいます。

国際薬事規制室

医薬品やワクチンは世界中で使われており、その審査や安全対策において国際連携は欠かせません。国際薬事規制室では、関係省庁・厚生労働省の関係各課やPMDAと連携しながら、薬事規制に関する国際業務の総合調整を行っています。先進国・アジアを含めた世界の規制当局との国際的な薬事規制調和を日本がリードし、世界に日本の知見を発信することを通じて、世界中の患者さんが優れた医薬品等に迅速にアクセスできる環境づくりをしています。

内容に関する
参考ホームページ



科学の知識で幅広く活躍

当室の主な業務の一つは、家庭用品の化学的安全性の確保です。厚生労働省では、家庭用品について有害化学物質とその基準値、対象となる家庭用品を定めていますが、その改正に向けて方針を検討し、省外の関係者の意見を聞きながら準備を進めています。また、現代は国内だけで家庭用品が製造されているわけではないので、国際会議の動向もウォッチしながら、国内の対応を考えることも重要です。

薬系技官は薬のイメージが強いかもしれませんが、薬も化学物質の1つです。国民の健康を守るためには、世の中にあふれる化学物質について適切に管理することも重要です。科学の知識を生かして、幅広い分野で活躍したいと考えている方は、ぜひ薬系技官を目指してみてください。

化学物質安全対策室

私たちの身の回りには様々な化学物質があふれ、生活を豊かにしてくれています。しかしながら、時として害をもたらしてしまう、それもまた化学物質です。そんな化学物質の危険から国民を守るため、新規化学物質の審査、毒物や劇物の流通管理、家庭用品中の化学物質による健康被害の防止などを行い、適切に管理していくための施策を講ずることが当室の主な業務となります。

内容に関する
参考ホームページ



医薬局
医薬品審査管理課
化学物質安全対策室 係員
今井 愛優美
IMAI Ayumi

医薬局
医薬品審査管理課
化学物質安全対策室 室長
稲角 嘉彦
INAZUMI Yoshihiko

医薬品・医療機器産業の振興を通じて医療の維持・向上に貢献

医薬品産業は国民生活にとって必要不可欠な生命関連産業であるとともに、今後の成長も期待される重要な基幹産業です。しかし、近年では、革新的医薬品が日本で開発されない、いわゆるドラッグ・ロスや、後発医薬品の供給不安による混乱などにより、医薬品産業の在り方について改善の必要性が指摘されているところ。私たち医薬産業振興・医療情報企画課では、企業が新薬開発を行い、また安定供給体制の確保ができるよう、必要な環境整備等に取り組んでいます。私が所属するベンチャー等支援戦略室では、革新的医薬品・医療機器のアイデアをもつベンチャー企業を支援し、国民の治療機会の向上及び日本の経済成長に貢献することを目指しています。



医政局
医薬産業振興・医療情報企画課
ベンチャー等支援戦略室 主査
高野 峻輔
TAKANO Shunsuke

医政局 医薬産業振興・医療情報企画課

医薬産業振興・医療情報企画課は、医療に必要不可欠な医薬品・医療機器等の提供を担う企業や業界の意見を適切な形で政策に反映しつつ、医薬品・医療機器産業の振興を図ることをミッションとしています。具体的には、「医薬品産業ビジョン」や「医療機器基本計画」等の策定により、産業のあるべき姿を見据えつつ、その健全な発展に向けて、生産・流通・消費の各フェーズに対する改善や調整等の幅広い業務を担当しています。



内容に関する
参考ホームページ

医療保険制度で医薬品開発や医療政策を後押し

当課における薬系技官の業務は大きく分けて、①薬価算定・薬価改定、②診療報酬・調剤報酬改定であり、薬学的な専門性を生かし、医療保険行政の企画立案を担っています。

私が担当する①薬価算定・薬価改定のうち、薬価算定は、革新的な医薬品を高く評価することで新薬開発を加速させるため、特に新薬の薬価算定では、当該新薬の臨床的位置づけや有用性等を踏まえ、算定薬価に上乘せする有用性加算等の設定について議論します。また、薬価改定は、薬価基準収載後、実際の取引価格や薬価改定の制度に基づき、薬価の見直しを行います。これらの薬価制度については、適時見直しを行い、「医療保険制度の維持」と「イノベーションの推進」の両立を図っています。

保険局 医療課

日本では、全ての国民がいずれかの公的医療保険制度に加入することにより、いつでも安心して適正な医療を受けることができる皆保険制度がとられており、このことが国民の健康保持と国民生活の安定に大きな役割を果たしています。その中で、保険局医療課では、医療保険制度の下、医療機関や薬局は提供するサービスの対価として受け取る報酬（診療報酬、調剤報酬）や医薬品の価格（薬価）を定めています。



保険局
医療課 主査
末永 朝美
SUENAGA Asami



内容に関する
参考ホームページ



医政局
研究開発政策課 治験推進室 治験推進係長
酒井 義瑛
SAKAI Yoshiaki

医政局
研究開発政策課 治験推進室 室長
飯村 康夫
IIMURA Yasuo

医政局 研究開発政策課

質の高い医療の実現には、医療現場の体制整備だけでなく、有効性・安全性に優れた医薬品や医療機器等の実用化が必要不可欠です。こうした医薬品等の研究開発を促進することも厚生労働省の役割の一つです。研究開発政策課では、医薬品等の開発支援や研究開発環境の基盤整備、臨床研究の信頼性確保、再生医療・ゲノム医療等の推進に関する取組を実施することで、研究開発の成果を迅速に医療の現場に届けることに貢献しています。



内容に関する
参考ホームページ

革新的な医薬品等の研究開発を推進し、質の高い医療を実現する

日本医療研究開発機構（AMED）を通じた革新的な医薬品等の研究開発の支援や、臨床研究中核病院の臨床研究支援・実施基盤を利活用した日本全体の臨床研究基盤の強化を推進しています。

特に、産学官共同創薬プロジェクト（GAPFREE）としてアカデミアのシーズと企業の開発能力等、産学それぞれの強みを生かした共同研究の推進、AIを活用した創薬プラットフォームの構築等、医薬品の開発プロセスの迅速化・効率化を促進する取組を進めています。また、シーズを迅速に臨床開発へつなげるための取組として、疾患登録システム（患者レジストリ）の利活用を推進し、利用に向けたマッチングやネットワーク構築を行っています。これらの取組を通じて、ブレイクスルーを起こし、質の高い医療の実現を目指しています。



老健局
老人保健課
高齢者事業サービス調整官
伊藤 竜太
ITO Ryuta

いくつになっても地域で自分らしい暮らしができる社会へ

今般のコロナ禍においては、コロナに感染した介護施設の入所者が、普段連携している医療機関に入院できない、あるいは診療が受けられないケースが発生し、介護施設と医療機関との連携が必ずしも十分でない実態が浮き彫りとなりました。

また、在宅で介護を必要としている方に対して、医療と介護を一体的に提供するには、在宅に関わる医療・介護の専門職が連携し、利用者がどういった状態なのかを共有しながら支援を行うことが必要です。

このような医療と介護の連携を進めていくため、老人保健課では医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士等の多職種が配属されており、課内でも多職種連携しながらよりよい介護の実現に取り組んでいます。

老健局 老人保健課

我が国は、2025年には、いわゆる「団塊の世代」の全ての方が75歳以上となり、2040年には、生産年齢人口の急減と85歳以上人口の急増が見込まれるなど、介護ニーズがますます増大することが見込まれています。老人保健課では、介護が必要な方やその家族を支え、いくつになっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができる社会を目指して、介護サービス提供の対価として受け取る介護報酬の「価格」の設定をはじめとして、医療と介護の連携の推進、科学的エビデンスに基づく介護の実施、介護予防の取組など様々な施策を行っております。



内容に関する
参考ホームページ

医療技術のイノベーションは、誰のため？

大臣官房は、省内の舵取り役として、部局間統合の役割を担っています。中でも厚生科学課の薬系技官は、厚生労働科学研究を始めとする研究事業の省内取りまとめや、政府全体の科学技術・イノベーション推進施策に関する省内・省外の連携調整等を行います。

関係する法令や、最新の技術トレンドの知識は必須なので、日々幅広く情報収集し、勉強しています。

さて、タイトルの問い掛けについて。立場によって変わりますが、最終的には患者さんのため、あるいは、まだ見ぬ患者さんのために、医療技術のイノベーションは必要なのだと考えます。ひと、くらし、みらいのために、皆さんの理系素養を活かしてイノベーション推進に取り組みませんか？

大臣官房 厚生科学課

科学的根拠に基づく政策立案を行うため、保健医療、福祉、薬事・食品衛生、労働安全衛生などの分野の研究を推進しています。更に、保健医療・科学技術分野のイノベーション政策を推進する等、省内の司令塔としての役割を担っています。さらに、自然災害や重篤な感染症の発生などに備えた危機管理や、発生時の初動対応の調整、医薬品等行政評価・監視委員会の事務局機能を担っています。

内容に関する
参考ホームページ



大臣官房
厚生科学課 企画調整専門官
丸山 翔悟
MARUYAMA Shogo

医薬品の審査を通じて 必要な医薬品を 患者さんのもとへ

私は新薬審査第五部の一員として、新しい抗がん剤の承認に向けた審査に携わっています。具体的には、企業などから寄せられる相談に対して、開発者との議論を通じ、承認申請に向けた助言を行ったり、新薬審査のチームの一員として企業とのやり取りや審査報告書の作成等を行ったりしています。厚労省の業務で求められる観点とは部分的に異なることもあり、自身の知識・経験では追いつかないところもありますが、具体的なデータに触れ、承認に向けてどのように道筋をつけるのか、周りに相談しつつ、やりがいと面白さを感じながら業務を進めています。様々な立場を経験できることが薬系技官の醍醐味の一つかと思えます。皆さんも是非一度味わってみてはいかがでしょうか。



独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
Pharmaceuticals and Medical Devices Agency

医薬品医療機器総合機構
審査専門員
田中 克哉
TANAKA Katsuya

PMDA

PMDA は、医薬品等の審査、安全対策、健康被害救済の3つの役割を一体で行う世界で唯一の公的機関であり、3つの業務（Safety triangle）による総合的なリスクマネジメントを行います。レギュラトリーサイエンスに基づき、国民が安心して医薬品等の恩恵を享受できるように、医薬品等の品質、有効性及び安全性についてライフサイクルに亘って社会に最適な形で提供し、国民の健康・安全の向上に貢献しています。

内容に関する
参考ホームページ



科学者・行政官として、 食品の安全と国民の安心を追求する

食品安全行政に求められる薬系技官の姿

食品の安全確保は、国民の健康を守るために極めて重要であり、多くの方が高い関心をもってしています。食品基準審査課では、食品の安全確保のため、食品に含まれる添加物、残留農薬、汚染物質等に対して規格基準の設定を行い、必要な情報提供を行っています。

食品の規格基準は、ヒトの健康に及ぼすリスクの程度を科学的見地から検討し、食品の流通状況や国民の摂取状況等を我が国の実態を多角的に検証した上で設定しています。また、設定した規格基準が現場で円滑に運用されるために、関係者と認識を合わせた上で施行します。さらに、国民の安心に結びつくよう検討内容を可能な限り公開し、規格基準の設定のためのプロセスの透明化を図るだけでなく、国民と行政間で情報及び意見を交換するリスクコミュニケーションも行っています。こうした業務を行う中で、私たち薬系技官は、日々、食品に起因する健康影響に関する最新の科学的知見を深めるだけでなく、高い情報収集能力やコミュニケーション能力が求められます。

食生活の変化や科学の進歩により、規格基準を設定した状況から社会は日々変化していきます。そのため、規格基準を設定するだけでなく、制度が実装された後に、制度の効果を継続的に検証し必要な改正を行っています。こうした取組により、薬系技官は、食品に含まれるリスクから受ける影響を最小限にし、国民が安心して食品を食べることができるよう努めています。

また、食品安全は国境を越えた問題でもあり、国際的な連携が不可欠です。他国の制度や最新の科学的知見等の情報を各国間で共有することで、世界的に食品の安全性が向上し、結果的に我が国の食品の安全の確保に繋がります。各国の良い取組みを日本に取り入れ、国内の食品安全を担保する努力が絶えず求められています。薬系技官は、国際的な食品安全の議論の場に積極的に参画し、科学に基づいたデータの提供や意見発信を通じて、食品安全にかかる国際的な考え方の確立に貢献することも期待されています。

消費者庁 食品衛生基準審査課

食品の安全確保は、国民の健康を守り、日常生活に安心をもたらすために極めて重要な要素です。食品基準審査課では、食品、添加物、残留農薬、器具・容器包装の規格基準の策定等を担当し、食品のリスクを管理しています。薬系技官の活躍の場は、規格基準の策定に留まらず、国内の食品製造現場の監視や食品規格に関する国際交渉等、多岐に渡ります。

内容に関する
参考ホームページ



消費者庁
食品衛生基準審査課 係員
春田 一磨
HARUTA Kazuma

消費者庁
食品衛生基準審査課 主査
豊田 有彩
TOYODA Arisa

化学・生物の知識を環境への安全確保に活かす

農業は国内で農産物を安定して生産するために、必要な範囲で使用できるようにしておくことが重要と考えられています。しかし、農業は野外で使用するため、環境中に放出された農薬が魚などに悪影響を及ぼさないかどうかの検討が必要です。環境に対する安全確保の観点から、農薬ごとに毒性の強さとはばく露量を算定し、定められた使用方法で農薬を使用した場合に、環境に悪影響を及ぼさないかリスク評価を実施して、環境中の農薬の基準値を設定しています。農薬の利用と環境保護の両立に向けて、専門家の先生ともやりとりしながら、化学・生物の知識や経験を生かせる、やりがいのある仕事です。

環境省

農薬は農薬取締法に基づき、登録を受けたものでなければ製造・販売・使用等ができません。農薬環境管理室では、農薬登録可否の判断基準のうち、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に関する基準等を設定するとともに、農薬の適正使用に係る指導等を行っています。

内容に関する
参考ホームページ



環境省
水・大気環境局
環境管理課農業環境管理室 係長
太田 一実
OTA Hitomi

熊本県での薬事・生活衛生行政の現場から・・・

熊本県に出向して、主に薬事・生活衛生行政を担当しています。担当する範囲は、医薬品、医療機器等に限らず、献血、移植医療から旅館、温泉など幅広く、公衆衛生という観点から様々な業務を担当しています。入省後のほとんどは国の立場で法制度を検討し、地方自治体と連携して業務に取り組んできましたが、現在は、これまでとは全く異なる立場で、また、地域住民に近い立場での業務を経験することで、より広い視点で地域住民のための「行政」を考えることができ、充実した日々を送っています。

熊本県は山や海の自然も豊かで、最近では半導体メーカーの進出で県内の活気も感じています。厚労省（または熊本県）で皆さんと共に働くことを楽しみにしています。

熊本県庁

熊本県は、近年、熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害に見舞われましたが、創造的復興から更なる発展へ向けて様々な取組が進められています。薬務衛生課は、主に厚生労働省の医薬局と健康・生活衛生局の一部の業務を担当しており、地方厚生局等の関係機関とも連携しながら県民の保健衛生の向上と安心・安全な暮らしの実現に向けて業務を行っています。

内容に関する
参考ホームページ



熊本県
健康福祉部健康局
薬務衛生課 課長
境 啓満
SAKAI Hiromichi



内閣府
食品安全委員会事務局
評価第一課 国際添加物係長
福永 雅樹
FUKUNAGA Masaki

最新の科学的知見に基づき、日本の食品安全を守る

私は食品添加物の安全性に関する評価（リスク評価）の業務を担当しています。専門家会議で審議するために、安全性に関する知見等を取りまとめた文書（評価書）案を作成するため、体内動態試験や細胞・動物での毒性試験、ヒトにおける研究等の資料や各種試験データを読み込んで理解する必要があり、化学・生物・薬学等の知識が不可欠です。作成した評価書案を多くの専門家の先生方に議論いただき、その結果を踏まえ、評価書を作成することは難しいことですが、完成させた時には充実感で満たされます。また、最新の科学や評価手法を把握するため、欧州の毒性学会などに参加する機会もあります。皆様と一緒に日本の食品安全を守る仕事をする日を心待ちにしています。

食品安全委員会

食品安全委員会は、食品の安全性確保のために科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価などを行う機関です。食品添加物や農薬など食品に意図的に使用される物質や重金属など環境中から食品に移行してくる物質などについて、人の健康に与える影響の評価を行っています。

内容に関する
参考ホームページ



内閣府
政策統括官(経済安全保障担当)付 主査
高 健太
KO Kenta

“もの”が当たり前前に供給される環境を、経済安全保障の分野から

グローバル化や科学技術の発展を背景にサプライチェーンの多様化が進む一方、重要な物資を海外に過度に依存することによる供給途絶リスクが顕在化しています。医薬品もその例外でなく、製造上の事故や輸出禁止措置により、原薬等の製造・輸入が停止すれば医療の円滑な提供に支障を来す可能性があります。そこで、令和4年に成立した経済安全保障推進法に基づき抗菌薬をはじめ、肥料、半導体、重要鉱物、船舶の部品など様々な物資について、各省と適切な支援の在り方を考え、施策を実施しています。

物資の安定供給確保は古くて新しい課題です。その解決のため、先人が練り上げた政策を学び、これまで培ってきた人脈、科学的知見、論理的思考力を武器に、改良を加えていくことに全力を尽くしています。

内閣府

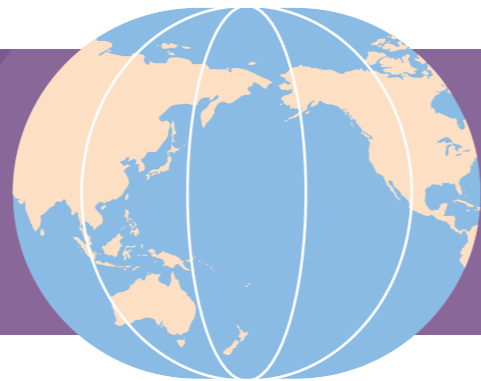
日本は、民主主義、自由で開かれた経済社会といった価値観を基調として、グローバル化の進展とともに経済発展を遂げてきました。しかし、COVID-19はサプライチェーンの脆弱性を露呈させ、さらにウクライナ侵略をはじめ、普遍的だと思われていた価値観や秩序は挑戦に晒されています。軍事的脅威への対処に加えて、経済面からも国民の安全を確保することが喫緊の課題です。当室では、「経済安全保障推進法」に基づき、サプライチェーンの強靱化や先端的な重要技術の開発支援などを、様々な分野・産業を所管する省庁とともに推進しています。

内容に関する
参考ホームページ



世界で活躍する薬系技官

能力を活かし、薬系技官として海外で活躍するステージもあります。日本を飛び出して、グローバルな視点から日本を見つめなおす、世界の未来を考えるなど、他ではできない仕事も多くあります。



協働する仲間たち

薬系技官とプロジェクトを共にする方々から、外から見た薬系技官の印象などを聞きました。

世界で、また、未来で
何がおきるかを
見極めてみませんか？



インドネシア保健省JICA専門家 医薬品・医療機器安全強化アドバイザーとして赴任しています。薬系技官の仕事は医薬品ではありません。ミジンコから宇宙まで、一般の方、患者や医療・ITの専門家から要人まで、国内案件から外国案件まで様々な仕事があります。私が赴任しているインドネシアは、昨今、G20の議長国（2022年）、ASEANの議長国（2023年）となり、また、10年、20年後のGDPベースで世界5位以内に入ることが見込まれます。さまざまな観点から期待も大きくASEAN加盟国の中でもリード国、最重要国の一つです。期待値の高い大国の保健大臣や、保健副大臣、総局長（日本の局長と同格）と普段から、将来の医薬品・医療機器を含む医療システムについて議論しています。日本で培った経験、獲得した知識をフルに活用し、総じて、日本とインドネシアにとってWin-Winになる方策、ひいては、世界のお手本になる協力関係を目指し活動しています。

皆様も化学・生物・薬学の分野で公務員になり、その経験、知識を総動員して世界で、また、未来で何がおきるかを見極めてみませんか？公務員の仕事はどの仕事にも負けず楽しいこと請け合いです。



インドネシア保健省
JICA専門家
医薬品・医療機器安全強化アドバイザー
佐々木 正大
SASAKI Masahiro

留学制度

世界中の仲間と共に学び、グローバルな視点を養う

国際的な見識を高め、移りゆく世界情勢に対応できる能力を身に着けるため、人事院のプログラムで海外の大学院等（修士課程又は博士課程）に長期（2年間）・短期（半年～1年間）留学できる制度があります。入省後の業務の状況や語学力を踏まえた選考がありますが、留学先や専攻分野は自ら選ぶことができます。薬系技官の場合、直近では公衆衛生学修士や経営管理学修士を取得するべく、米国やスウェーデン等へ留学しています。

医療費高騰や高齢化社会など、日本のみならず世界各国で共通して抱えている課題も多くあります。世界中の様々なバックグラウンドを持つ学生や研究者との交流を通じて、新たな知見・能力を培い、日本の抱える諸課題の解決に向けて取り組むことができるのも国家公務員の魅力です。



ノックンが許されない 薬事行政に携わって

医薬局 医薬品審査管理課
次世代ワクチン等審査推進室
国際新興・再興感染症医薬品等専門官
東 雄一郎
AZUMA Yuichiro
出向元
医薬品医療機器総合機構

私は、医薬品の審査や各種調査業務等の実務を行うPMDAから出向し、薬系技官の方々と共にワクチンや血液製剤の審査に関する業務を行っています。これらは予防接種行政や血液行政とも密接に関係しているため、日々、血液対策課や予防接種課、国立感染症研究所等と協力しながら業務に取り組んでいます。ノックンが許されない薬事行政の司令塔である薬系技官の仕事は、必然的に緻密さが求められるものが多いと思いますが、そこに我々のような実務系の出向者が融合することで、ワンチームとして最高のパフォーマンスを発揮できればと感じています。



AZUMA Yuichiro

都道府県庁から、 医薬局に出向して感じていること

医薬局
監視指導・麻薬対策課 主査
小栗 一男
OGURI Kazuo
出向元
静岡県庁

現在、医薬局監視指導・麻薬対策課でGMP、QMS等を担当しています。これは、医薬品や医療機器等の品質・製造管理の基準を指しており、日々、このような専門用語や略語と格闘中です。

国と県での業務の違いは、国では制度の大枠を考えると、広域的な判断が必要なこと、業界団体との調整等があり、一方県では、現場での事案対応や一人が担当する業務範囲が広いこと等であると感じています。



薬系技官として、様々な薬事の専門的な業務に従事できることは、非常に貴重な経験であり、また大変魅力的であると思い、毎日取り組んでいます。

OGURI Kazuo

遠くて近い、“技術系”の仲間たち

医薬局 医薬品審査管理課
化学物質安全対策室
毒物劇物係長
石川 裕介
ISHIKAWA Yusuke
総合職技術系（労働）

私は現在、化学物質安全対策室にて、毒物及び劇物取締法の担当をしています。私の採用区分では、労働系部局を中心に配属されることが多いのですが、縁あって今の部署で仕事をしています。室名の通り、医薬品とは少し離れた部署となりますが、薬系技官のみなさんは、薬学・薬事に関する知識・経験を活かしながらも、自分の専門領域にとらわれず、広い視野で日々の業務に取り組んでおります。

そうした仕事ぶりを見てみると、分野こそ異なりますが「同じ技術系として、負けていけない」という気持ちになり、一層気が引き締まります。



ISHIKAWA Yusuke

事務系職種からみた薬系技官の魅力

医薬局
総務課 企画法令係
亀山 稿也
KAMEYAMA Koya
一般職事務系

私は事務系職種として、薬系技官の多い医薬局で働いています。厚生労働省で所管している医療・健康に関する施策を検討する上では、その分野の専門的な知識が必要であり、日々、厚生労働省における薬系技官の重要性・ありがたみを感じています。

また、薬系技官のポストは、厚生労働省内だけでなく他省庁、自治体、独法等、様々な視点に立てるものがあり、より多様な経験を経てキャリアアップが図れます。



ご自身の持つ専門性を活かし、日本の医療・健康という大きな目的に対して仕事ができることが薬系技官の魅力の一つだと思います。

KAMEYAMA Koya

薬系技官の Life Style

薬系技官は普段どのように過ごしているのか、日常のとある1日を追ってみました



医薬局
医療機器審査管理課 係員
甲斐 晴稀
KAI Haruki

令和5年 入省
令和5年 医薬局医療機器審査管理課

医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等製品の審査に関わる業務を担当しています。コロナ渦を経て注目が高まった検査キットをはじめ、最先端の再生医療等製品や近年増えているプログラム医療機器など、多岐にわたる業務で刺激的な毎日を送っています。



医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室
微量化学物質専門官
江田 美沙子
EDA Misako

平成23年 入省
平成23年 医薬食品局総務課
平成25年 医薬食品局監視指導・麻薬対策課薬事監視第二係長
平成27年 環境省水・大気環境局大気環境課未規制物質係長
平成29年 医薬・生活衛生局医療機器審査管理課課長補佐
令和3年 医薬・生活衛生局食品監視安全課健康影響対策専門官
令和4年 現職

家庭用品(洗浄剤、繊維製品等)の化学的安全性確保を担当しています。多種多様な家庭用品に様々な化学物質が使用されていますが、その利便性を生かしつつ、いかにリスクを小さくするか、多くの関係者と日々一緒に考えています。家庭用品の幅が非常に広いので、局や省をまたぐ案件も多いです。

この日の午前は、企業とWebで面談を行いました。企業の担当者様から聞き取った内容は、分かりやすく整理し、課内でじっくり検討するための材料とします。そのため、わからない点は積極的に質問し、その場で疑問を解決するよう頑張ります。



この日の午後は、次の部会で審議する予定の品目について課内で会議を行いました。新人でありながら、資料を準備し、審議内容について課室長に説明します。新人であっても、業務に責任と使命感を持って従事しなければなりません。説明能力はまだ発展途上ですが、少しずつ向上している気がします。

3人の子どもの保育園に送り出してから、大急ぎで朝食の後片付けをして出勤します。登庁したら、前日退庁後に届いたメールをまず確認し、その日の業務の優先順位をつけます。

朝夕は子どもたちのお世話で落ち着いて食べられないので、平日の昼食だけがゆっくり食べられます。地下の職員食堂で食べる人が多いです。

これまでの打合せを踏まえて検討会資料を作成し、専門家にメールで確認依頼します。公表資料になるので、誤りがないか慎重に確認します。資料作成中に、化学物質管理に関する国際的枠組みについて、明日締切の照会がありました。国際案件は特に締切の短い案件が多いです。また、局や省をまたぐ案件も多く、関係課と電話で対応方針を急ぎ相談します。

出勤
9:00

自宅から1時間程度かけて通勤しており、出勤後はまず前日のメール・Teamsチェックとその日の予定を確認します。「要対応」のチェックを付けていたメールを1つずつ処理していくのが、ちょっと楽しくて好きです。

12:00

午前中の業務が一段落したら、気分転換のお昼休みです。他部署の同期に連絡して一緒にランチに行ったり、職場が近い大学の同期と予定を合わせてランチに行ったりすることもあります。実は弁当男子なのでデスクでそのまま食べることも多いです。

15:00

部会直前は遅くなることもありますが、早めに帰って家でのおんびりテレビゲームしている時間が好きです。研修で同じ班になった他省庁の同期と飲みに行くこともあります。ここで得た繋がりは将来もずっと続きます。

17:45

出勤
9:30

毒性の専門家とオンラインで打合せです。オンラインが普及して、移動時間を気にせず打合せを設定できますし、遠方の大学の先生にもご意見が伺いやすくなりました。

12:00

週に1回の室内打合せです。先週末までの進捗状況と来週以降の予定を、部下から室長に報告するのに、適宜フォローを入れます。午前中の打合せ内容も報告し、検討会資料へ反映方針を相談しました。

13:00

15:00

17時までの時短勤務です。この後、保育園に子どもたちを迎えに行き、夕食、お風呂、寝かしつけと、もう一仕事あります。通勤電車では、簡単な仕事のメールの返信をしたり、ネットショッピングしたりしています。



17:00



医薬局
血液対策課 血液安全係長
田村 文弥
TAMURA Fumiya

令和3年 入省
令和3年 医政局研究開発振興課
令和5年 現職

医薬品の中でも、献血により人体から集められた血液を原料として製造される「血液製剤」を安全かつ安定的に供給するため、法令や事業を通じた血液行政を担当しています。献血時の制限基準にも関わることがあり、血液ならではの課題も多く、医科学と薬事規制の視点が必要不可欠です。

省内勤務の日

登庁したらメールでの業務確認と併せて、最新の感染症動向や医薬品開発の前線から血液製剤に関する情報を収集します。ルーティンワーク上、PMDAや関係企業からも情報は随時寄せられますが、他課の動向も捉え視点を広げてみると、思わぬ収穫があったりします。

来年度に向け研究課題を進めていくため、関係者と打ち合わせをしました。直接お訪ねすることもあります。現在はWeb会議で気軽に相談することがほとんどです。新たな検討事項や予算・スケジュールをお伝えし、今後の見通しについて議論しました。

お昼休憩の過ごし方は人それぞれです。日中は席に座っている時間が長いので、天気が良ければ散歩がてら足を伸ばして買い出しに行くことも。息抜きに甘いものが欲しかったので歩いて和菓子を買に行ってみました。

午後からは資料作成のデスクワークに集中します。調べても分からないことがあれば、省内の関係課やPMDAに問い合わせるなど確認が必要です。集めた材料をもとに必要な事項とロジックを整理し、分かりやすい文章・図表に組み立てます。

ひと通り作業が終わった段階で、資料のチェックをしました。課内のコメント内容をまとめて、課長に説明し了解を取ります。作成時に気付かなかったポイントや指摘を踏まえ、要点がつかみやすくなるようブラッシュアップできました。



今日の目標はここまででした。業務内容によっては、テレワークに切り替えて調べ物に時間をかけるなど、臨機応変に取り組んでいます。

現場視察の日

出勤
9:00

行政立案には現場の視点も必要です。研究や医療の課題を知りアウトプットに役立てるため、生の声を聞きに行くことがあります。庁舎にいるだけでは感じ取ることができない貴重な機会なので、新しい発想のきっかけになります。

12:00

国立感染症研究所をお訪ねし、研究者と事業の打ち合わせを行いました。血液を媒介する感染症について知見を深めるため、施設見学とレクチャーを行っていただき、事業の重要性を実感しました。次年度で達成すべき目標を議論し、必要な体制を確認しました。



13:00

午前中の外勤から庁舎に向かいます。電車移動が基本ですが、途中歩く場合もあります。時間に余裕があればランチも済ませて戻ります。

15:00

今日は夕刻から、年に4回開催している審議会がある日でした。開催場所は霞が関近くにある省外の会議スペースですが、資料や機材の搬入が必要です。会議が滞りなく開始できるよう、準備作業が整い次第セッティングに向かいます。



審議会は定例の報告を中心に、血液製剤に関連する感染症情報や、安全性・供給状況に影響するトピックが扱われます。会議中は発言や質問にも対応しますが、製造業者や研究所の委員が議論を重ね、血液事業の方向性などを決めていきます。

17:45

細かな部分まで資料を調整し説明対応もしっかり用意していたおかげか、そつなく議事が進み予定より早く終了しました。撤収してすぐ退庁できたので、庁舎近くの映画館で観たかった作品に間に合いました。忙しく過ごした日は、楽しさも格別です！

WORK LIFE BALANCE

薬系技官のワークライフバランス

厚生労働省では、働き方改革の旗振り役として、職員の働き方改革やワークライフバランスの実現に向けて様々な制度を設けています。

育兒・介護支援

育兒と仕事が両立できる環境

医薬局 医薬安全対策課 課長補佐 竹口 敦子
TAKEGUCHI Atsuko

3姉妹を育てながら時短勤務で働いています。4月に職場復帰しましたが、これまで6ヶ月~2年間とその時のライフプランに合わせて柔軟に育休を取得させていただきました。第1子出産前に比べてテレワークの環境は格段に整い、子育てしながら働きやすい環境に変わってきたと感じています。乳幼児検診や学校行事等、以前は丸一日有休が必要だったことも、必要最小限の時間の確保で対応可能になったのも非常に助かっています。時間に制約がある中でも、多くの業務に関わらせていただく一方、子供の体調不良による急なお休みのフォローなど、周りの方々の支えもあって、育兒と仕事の両立が可能になっています。



男性職員も育休を取得するのが当たり前

医薬局 総務課 医薬品副作用被害対策室 主査 小泉 翔太郎
KOIZUMI Shotaro

子どもが生まれるすべての男性職員が1か月以上の育兒休業・休暇を取得することが政府目標とされ、特に、負担の大きい産後8週間までに「男の産休」を含めて一定期間まとめて取得することが推奨されています。

私は入省5年目であり、2023年7月に双子の男の子が生まれ、産休や育休、年次休暇等をあわせて合計約3ヶ月の休暇を取得しました。里帰り出産でしばらく帰省し、その後関東に戻り、不安を抱えながらも人生で初めての育兒に専念しました。

育休復帰後は、勤務時間を変更して業務を行い、可能な限り早く帰り育兒をしています。職場のみなさんの理解もあり、育兒と仕事を両立することができています。



産前産後休暇

出産前・出産後の休暇を取得できる

男性職員の配偶者出産休暇

妻の出産時・入院時の付き添いのために休暇を取得できる

育兒休業・育兒短時間勤務

子が3歳までなら一定期間休業でき、未就学までなら勤務時間を短くできる

子の看護の休暇・育兒参加のための休暇

通常の有給とは別に、子育てのために有給を取得できる

介護休暇・短期介護休暇

要介護者の介護のために休暇を取得することができる

休暇・働き方改革

人の一生に関わる仕事を自分の一生をかけて楽しむために

医薬局 医療機器審査管理課 革新製品審査調整官 飯野 彬
IINO Akira



ON

何十年と続けている私の趣味は「トレーディングカードゲーム」です。簡単に説明すると、互いに60枚以上のカードを集めて山札(デッキ)を構築し、手札から呪文などを繰り出して対戦するというものです。勝つためには、状況を読む力や戦略を練る力が必要になります。国内外で大会が開催されており、これに備えたいと思うときに活用するのが「マンスリー休暇制度」です。何事も長く続けていくためには、オン・オフの切り替えが不可欠です。忙しいときも多いのですが、職場の状況を読みつつ、休暇を戦略的に配置することで、オフの時間を確保することは可能です。この先も何十年と仕事と趣味のオン・オフを楽しんでいきたいと思っています。



OFF

時間単位の有給休暇を取得して自由度の高い働き方ができます

医薬局 監視指導・麻薬対策課 企画調整専門官 上野 友貴奈
UENO Yukina



ON

私は月に2~3回、3時間休を使って舞浜のテーマパークに行っています。霞ヶ関から舞浜まで電車で約30分のため、テーマパークで3時間ほど過ごしても午後一で職場に向かうことができます。好きなアトラクションに乗り、ショーやグリーティングを楽しんだりする日もあれば、遅めの朝食をとりながらのんびりと過ごす日もあります。3時間あれば、リフレッシュするには十分な時間で、テーマパークを出る頃にはとても心が満たされたのを実感します。3時間休をとった日は、普段以上に仕事にまい進できるため、これからも仕事とプライベートの調和の実現に向けて色々と模索していきたいと思っています。



OFF

休暇制度

有給休暇や夏期休暇などがある
また、「マンスリー休暇制度」として、月1日以上の有給休暇の取得が推奨されている

ゆう活制度

通常より早く出勤する代わりに早く退勤できる

フレックスタイム

一定の範囲内で登庁時間・退庁時間を変更することができる

テレワーク

自宅など、省外から平常通り業務を行うことができる

薬系技官の道を選んだ

若手薬系技官に聞いてみました！

若手薬系技官アンケート



就職先として厚生労働省を選んだ理由は？



医薬局 医薬安全対策課 係員
安藤 駿佑 ANDO Shunsuke
卒業学部 一 薬学部(6年制)

元々社会全体に関わる仕事に携わってみたいという漠然とした思いがありつつ、就職活動をしている中、たまたま参加した説明会にて薬系技官という仕事を知りました。薬系技官は、医療現場や企業等で専門的に働くのとは違い、医薬品、医療機器、再生医療等製品といったモノや、販売制度や薬価制度といった制度をはじめとした幅広い業務に携わる仕事で、薬事などの枠組みを新たに作っていくところに魅力を感じました。実際動き始めてからも、担当する分野の幅広さには驚くばかりです。自分の周りで行われる仕事が社会に反映されていくことを通じて、薬事行政に携わっていることを日々実感しています。

他の若手技官にも聞いてみました！

薬学部5年生のときにPMDA・厚生労働省の合同見学会に参加し、厚生労働省の雰囲気が素直に好きだなと思ったため。

薬学部で学習、研究、実習を経験し、自分がこれまで得た知識や技術を活かして、感じていた社会問題等を解決したいと思ったため。

高校のOGの薬系技官の先輩の話聞いてずっとなりがたかった。大学生になって勉強や実習をするうちにもっと行政の仕事に就きたくなった。

研究経験を活かして、医薬品の開発支援や医薬品が患者さんの元に届くまでに必要な制度作り幅広く携わりたいと考えたから。

厚生労働省で働いてよかったと感じることは？



消費者庁 食品衛生基準審査課 係員
長谷部 詩織 HASEBE Shiori
卒業学部 一 薬学部(6年制)

薬系技官の業務として、1年目から責任のある、影響力の大きい仕事を任せられることもあります。上司の助けも借りながら、自分が政策に関わっていることはとても嬉しいことです。加えて、そうした業務の中で関わってくるのは、関係する業界団体の方やその道の専門家の方々です。政策を進めるために打ち合わせや意見交換をしていく中で、毎回新たな知見を得ることができるため、自分自身の成長にもつながっています。
また、省内には薬系技官だけではなく出向者の方も多くおり、仕事や仕事以外でも情報交換を気軽に行うことが出来ます。上司にメールやチャットですぐに相談ができる環境が整っていることも魅力です。

他の若手技官にも聞いてみました！

この職場にいないければ、めったに会えないような人とも仕事で関われる。

毎日新しい事柄に触れて飽きることがない。(若干刺激的な時もありますが笑)

従事する領域の第一人者と一年目から口角泡を飛ばして議論ができること。

様々な団体や立場の人と意見交換できる。全国から多くの情報が早いスピードで集まってくる。

学生時代にやって仕事に活かしたことはありますか？



医薬局 総務課 係員
小林 彩乃 KOBAYASHI Ayano
卒業学部 一 薬学部(6年制)

薬局・病院での実務実習において、実際の医療現場に身を置いた経験は大きな強みになっていると感じます。例えば、地域連携薬局や専門医療機関連携薬局の認定制度について、認定基準のあり方を考えるという業務に携わった際、疑義照会とは？トレーシングレポートとは？無菌調剤とは？がん患者に対する服薬指導に必要な対応とは？といったことが、字面だけでなく具体的な実感を伴って思い描けたので、制度のあり方を考えるうえで非常に役立ちました。今後のキャリアにおいても現場感覚を大事にする心を忘れず、現場の方にとっても納得感のある、血の通った政策作りがしたいと考えています。

他の若手技官にも聞いてみました！

英語など外国語の知識。若手でも国際業務に携わることができ、国際会議に出たり、海外規制当局とやりとりする際は仕事に活きていると感じます。

論理立てて物事を考えることは、もちろん科学の世界では当たり前ですが、仕事でもとても大事なことだと思います。

ExcelやPowerPoint、Wordの扱い、プログラミングの知識

大学の研究室での研究報告(発表)等によって、人前で話す度胸や説明力が少しは身についたかなと思います。

薬学部以外の職員にとって薬系技官の業務はどのようなですか？



医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室 係員
影山 大夢 KAGEYAMA Hiromu
卒業学部 一 農学部

確かに薬系技官の多くが薬学部出身であり、業務も薬学に関する知識を求められることが多いのは事実だと思います。だからこそ、周囲の薬系技官が薬学の知識を含め指導してくれるので、知識の習得という小さいながらも日々成長を実感し、モチベーションを保つことができていると感じています。こうした積み重ねにより、いつの間にか主体的に業務に取り組んでいる自分に気づき、喜びを覚えることも少なくありません。科学的に事象を捉え、考える力があれば、知識は後からついてくるもので、むしろ自分の専門性が強みになりますので、薬学部でないことに気後れせず、是非挑戦してみてください。

他の若手技官にも聞いてみました！

業務の範囲が薬に留まらないので、出身学部による差は無いと感じる。(ただし薬剤師あるあるとかの話にはついていけない。)

薬に関する基礎知識が無くても、業務を行う上で問題はあまり感じない。むしろ新しいことしかないと楽しいと感じる。

非薬学部出身の先輩が医薬品の細かい機序などについて説明されていて、勉強が重要だが、努力次第でなんとかなると思った。

専門用語などわからないことも多く、大変だと思ったこともある。業務を行う中で調べたり、周りの方に聞いたりして学んでいる。



薬系技官座談会 先輩若手 本音トーク

CROSS TALK

薬系技官を志望していた頃、気になっていたことや実際に働き始めて感じたことなど、若手と先輩とで本音を語り合いました。

ズバリ若手が聞いてみた！

官庁訪問で何を見ているの？

鶴川：薬系技官を志望している方にとって、官庁訪問でどこを見られているかはやっぱり気になる点かと思いますが、採用担当の方は受験者のどこを見ているのでしょうか？

中井：なぜ厚労省に入りたいのかとか、この政策についてどう思うとか、色々聞くけど、知識量は全然見てないですね。当たり前ですけど政策については我々の方がずっと詳しいに決まっていますし、無理して勉強して知識を披露する必要は全く無いと思います。それよりも、楽しく業務に取り組めるか、合う合わないは当然あると思うので、そこが大事かと思えます。

太田：むしろ知識を持っていないくても、どんどん吸収できる人がいいですよ。固定観念を持ってしまっている人、なかなか人の話を受け入れられない人は難しいかもしれないです。国家公務員は色々な人の意見を聞きながら調整していくのが仕事なので、真摯に人の話を聞けるということが大事かもしれないですね。

中井：知識はあってもいいけど、付け焼き刃的な知識だけでは、結局ぼろが出るからね。

大原：それよりもその人がずっと培ってきたもの、大学で何をやってきたのかもそうですけど、そういった点を重視しますよね。蓄積されたものはその人の人柄にも表れるかと思えます。

NAKAI Kiyohito

医薬局
医薬品審査管理課 課長
中井 清人

平成2年入省。研究振興業務やPMDAでの審査担当などを経て、平成22年より薬系人事を担当。その後は保険局で診療報酬改定や国立がん研究センターなどの勤務を経て、令和5年より現職。



太田：飾らずにありのままの自分を出してほしいです。

大原：どうすれば自分を出してくれるかなと思ながら、色々話を振ります。あとは一日の最初と最後で違いがあるか、面接を繰り返す中でどう変わったかみたいところは見ますね。

吉岡：官庁訪問の中でどれだけ成長するかも見られているという話は聞いたことあります！

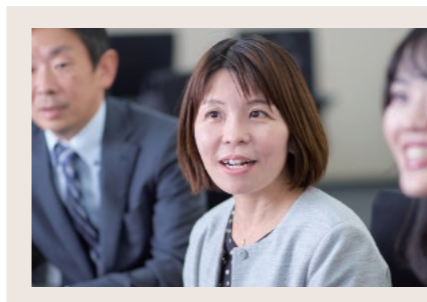
安齋：厚労省が第1希望かどうかで差をつけることってありますか？官庁訪問ではだいたい3つの省庁に回れるので、複数の省庁を回る人が多いですが、その点はいかがでしょうか？

中井：第1希望かどうかで評価に差をつけたことは無いですね。それが入省後の働き方や人事に影響することも全く無いです。むしろ厚労省1本に絞る必要は無く、機会があるなら他の職種や省庁も見回ってもらった方がいい経験になると思います。それで最終的に、自分のやりたいことと照らし合わせて、厚労省を選んでもらえればいいなと思います。

鶴川：他にどこの省庁を見ているかは官庁訪問でよく聞かれる気がします。

大原：それは話題作りの部分ももちろんありますけど、あなたの中で何が軸になってそれらの省庁を併願しているんですか、ということが気になって聞くことが多いです。理系の学生さんですと、だいたい似たような組み合わせの省庁を回っている方が多いですが、それでも志望理由やバックグラウンドなんかで違いが出てくるので、面白いですね。

太田：それは非常に参考になりますね。またその人が複数の省庁で迷っている場合は、迷っている理由をきっかけに、本当にやりたいことを掘り下げることがあります。迷っているなら迷っていると素直に言ってもらった方がいいですね。もちろん最終的には決めて欲しいですけど、迷っているから悪い評価をつける、ということは全く無いですし、無理して「第1志望です。」なんて言うのもお互いに得しないですから。皆さんは他の省庁と迷っていましたか？何が決め手で厚労省を選んだのでしょうか？



OTA Miki

医薬局
総務課 薬事企画官
太田 美紀

平成13年入省。化学物質の安全対策、食品の器具容器包装の基準策定等に携わり、その後、PMDA、人事院への出向、医薬安全対策課を経て、令和元年より薬系人事を担当。令和3年より現職。

吉岡：私の場合は、最初は厚労省一筋で臨んでいましたが、官庁訪問を進めていくうちに不安に思うこともあり、他の省庁と迷った時もありました。その時に、自分自身がやりたいことと厚労省でできることと方向性が合っているかどうか、当時の太田企画官にご相談させていただいており、今でも本当に感謝しています。どのような仕事ができるのかということも、もちろん重要ですが、どのような人と働けるかという職場の雰囲気も重要だと思います。これは官庁訪問の魅力でもあるので官庁訪問もぜひ楽しんで受けてほしいです。

太田：今こうして一緒に働けているのも、その時の選択があったからですよ。官庁訪問でのお話がお役に立てて良かったです。

実際の官庁訪問の印象は？

大原：逆に皆さんの官庁訪問に対する印象はどんな感じでしたか？

安齋：正直なところ、緊張しすぎてあまり記憶に残っていません。ただ、制度作りの最先端で働いている人と話しながら、ひたすら考えて自分の意見をブラッシュアップしていくのが楽し

かったですね。また、同じ部屋で待つ受験者と話ができただけのも良い刺激になりました。

吉岡：私の時は、面接というよりはコミュニケーションといった感じの方が強いな、という印象でした。逆にどういったことが決め手になるのでしょうか？

太田：結局、職場の雰囲気にあっているか、この人と一緒に働きたいか、みたいなフィーリングが大きいですね。それを知るためにもコミュニケーションがちゃんと取れるか、というのは大事ですね。

鶴川：私は民間企業の就活も一応してたのですが、民間の場合はどちらかというと面接官から一方的に質問される印象が強いのに対して、官庁訪問は面接官が自分の業務内容等を紹介しながらお互いに質問し合う、といった感じでした。そのため、常に身構えておく

必要も無く、素の自分を出しやすかったです。

中井：よくある話ですけど、官庁訪問ってとにかく拘束時間が長いんですよね。それから地方の方はわざわざ東京に出ないといけません。その辺りに不満はありませんでしたか。

鶴川：最近の薬系技官の官庁訪問は待ち時間は大分短いと思います。ネット上ではひたすら待たされるという話をよく目にしますが、薬系はそんなことはなく、テンポよく面接が進んで、定時くらいには帰れるかと思えます。

吉岡：私の時はコロナの影響で、面接はオンラインと対面の両方がありました。対面だけであれば、交通費や時間も膨大にかかるので、大変だったと思います。現在の官庁訪問は、対面とオンラインのどちらでも可能という方針になったので、以前と比べると遠方の方でも受けやすくなったと思います。

大原：官庁訪問のルールは人事院が各省庁の意見を踏まえながら決めていたのですが、民間の場合はどちらかというと面接官から一方的に質問される印象が強いのに対して、官庁訪問は面接官が自分の業務内容等を紹介しながらお互いに質問し合う、といった感じでした。そのため、常に身構えておく

OHHARA Taku

医薬局
総務課 薬局・販売制度企画室長
大原 拓

平成14年入省。医薬品の審査や食品監視・基準策定業務等に携わり、その後、外務省（在インドネシア日本国大使館）への出向や医療機器審査管理課を経て、令和3年より現職、薬系人事を担当。



column

官庁訪問では何をする？

官庁訪問においてほぼ必ず行われるのが、実際に働いている職員との面接になります。受験者の皆さんが実務に触れる貴重な機会でもあるので、ここで厚労省に対する印象や情報をアップデートする人も多いです。

どんな対策をした？

- ・採用パンフレットを隅から隅まで読み込んだ。
- ・各種説明会、OBOG訪問で情報を収集した。
- ・面接で得た知識を使ってグループディスカッションにて解決案を模索した。

若手に聞く！

実際に働き始めた感想は？

中井：厚労省に入省してみているかですか？

安齋：先ほども人の話を聞くのが大事という話がありましたが、国の役割は、自分たちがやりたい政策ではなく、業界からの要望であったり、都道府県や自治体からの要望であったり、それからもちろん国民からの要望であったり、色々な要望を聞きつつ、それぞれに対してちゃんと説明できるような政策を作ることだと思います。日々の業務の中で、それはすごく大変な一方、やりがいのあることだと実感しています。私はまだ1年目の係員なので全然ですが、そういった政策を作れる人、政策についてちゃんと説明をできる人になりたいというのは常に思っています。最終的に自分たちの業務の成果が、条文や通知というものとして国民の皆様へ届くので、夢があると思います。

鵜川：とにかく業務の幅が広いと思います。私は今医薬局の企画法令係として、局内外の調整やとりまとめを主な業務としておりますが、毎日大量の案件が局内で動いているのを目の当たりにしているので、一口に薬系技官といっても、薬に留まらず色々な業務に携わることになるのだと日々感じています。また、私自身は各案件を直接担当することはほぼないのですが、担当としてはほぼないのですが、担当として色々な方と対峙して進めていくというのは面白そうだと思います。

吉岡：幅が広いというのは本当にその通りだと思います。私は6年制薬学部を卒業して、薬剤師がより活躍できる

YOSHIOKA Kie

大臣官房
国際課国際労働・協力室 主査
吉岡 希恵

令和3年入省。入省時は監視指導・麻薬対策課に配属され、GMP/QMSを担当。令和5年に大臣官房国際課に異動し、WTOや経済連携協定等に係る省内外の調整を主にやっている。



環境にしたいという思いで薬剤師施策に携わりたく厚労省に入省したのですが、1年目の配属先は監視指導・麻薬対策課で、監視指導行政に携わり、GMP 省令や QMS 省令等を勉強することになりました。学生の時には想像もしていなかったマニアックな分野でしたが、経験を増やすごとに面白さも増し、厚労省でこそ成し遂げられる業務だと実感しました。3年目には、大臣官房国際課に異動し、国際関係の業務に関わっているのですが、国際会議や交渉の場に立ち会うことができ、日本代表としての発言に関わることができています。このような業務は、厚労省でしかできない業務であることを凄く実感していますし、規模の大きい業務ではありませんが、楽しみながら働いています。

大原：吉岡さんはちょうど今年度が初めての異動でしたね。公務員ってほしい2~3年で異動することが多いですが、それについては皆さんどう思いますか？

中井：数十年厚労省にいますとだんだん慣れてきますね。専門性を高めるとい意味では海外のように1つの部署に5年、10年いた方がいいのかもしれませんが。

太田：確かに政策というのは1年くら

いのでできるようなものではないですから、自分が手掛けてきたものを、途中で手放さなくてはならないこともあります。そういう意味ではもう少し長くてもいいかなと思うことはあります。ただ一方で、頻繁に異動するという事は、それはそれでメリットはあって、色々経験してきたからこその視点を仕事に活かせるのは、この仕事の特徴だと思います。

中井：薬系技官の場合は、医薬品、医療機器とか、食品など、ある程度は関連した仕事に従事することになるので、以前の経験を活かす機会は多いかもしれないですね。専門性も高まってくると思います。

吉岡：私はまだ1度しか異動を経験していませんが、その感覚が少しわかります。全く異なる業務かと思っていましたが、以前の業務内容に関する知識を使う場面や、以前の業務内容と連携している部分があるため、薬系技官の魅力は異動を重ねて専門性を高めていけるということもあるのではないかと思います。全く関係ないと思っても、少しずつ繋がりが見えてくることもあり、そこに新しい発見と面白さがある気がします。

鵜川：複数の部署にまたがるような案件に取り組むときも、色々な部署を経験したことがある方の存在がとても頼りになると思います。縦割り行政と言われたりもしますが、横の連携が重要視されている中で、人脈が広い方、色々な知見を身に付けている方がいると、スムーズに連携が取れる気がします。

中井：経験を積むという意味では、若

手のうちから出張とか講演とか、外に行く経験を積んでほしいですね。やっぱり現場を見ると、デスクワークでは得られないものに触れられますし、色々な人との交流もできますから。

安齋：私もこの前実地研修に行きましたが、普段の業務では会うことのない全然違う分野の方と触れ合えたのが楽しかったです。

吉岡：最近は良くも悪くもオンラインで完結してしまうが増えてしまっていますが、対面でのやりとりの中で生まれる信頼関係もあると思います。デジタル技術が進んだ中でも、人と人との交流や経験を大事にして、日々成長していきたいです。

厚労省ですと働いていくために大切なこと

吉岡：若手の時に想像していたキャリアパスと、実際のご自身のキャリアパスを比較してみて異なっていた点はあるのでしょうか？

大原：難しい質問ですね。結局は人事がどう思って、どう上げていくかという話になるので、自分でこうありたいと強くこだわるものでもないです。毎年意向調査をやっていますが、私は色々な部署を経験したいと出しています。

太田：私自身も、入省した時はあんまり具体的に何をやりたいとかは考えずに入って、でもその時々部署の仕事が楽しくて働いていたらここまで来ていました。今でも私は明確にこれというのはあんまり持ってないです。

中井：結局、色々な仕事に楽しそうに取り組める人が、どこの部署に行っ

ANZAI Maya

医薬局
監視指導・麻薬対策課 係員
安齋 真弥

令和5年入省。監視指導・麻薬対策課でGMP/QMSの担当として、医薬品・医療機器等の品質確保対策を行っている。



も活躍していると思います。逆に今の若手の皆さんは、明確にキャリアパスを思い描いて厚労省を目指したんですか？

安齋：裁量の大きな仕事をしたい、出向もしつつそのために必要な知識や経験を付けたいと思っていました。自分の上司が仕事をさばく姿に憧れを覚え、入省後もその気持ちは強くなっています。ただ、具体的にこの分野の仕事がしたい！みたいな気持ちは薄いんです。

鵜川：官庁訪問のときは何をやりたくとかはある程度考えてはいましたが、入省してから色々な案件に触れているうちに、前より幅広い業務に興味を持ち始めてきて、どこでもいいかなという気持ちが芽生えてきてます。

吉岡：私もどこの課に異動してもその課の面白さがあるのではと思っており、明確な希望を持ってはいないですね。でも最近は明確な希望がある方が良いのかな、と考えたりしており、最近の悩みでもあります。キャリアパスを進めるうちに明確な希望を持って順番にそれを進めていくという方が良いのでしょうか？

太田：皆さん同じ悩みはあると思います。結局、どんな仕事もやってみると楽しいので、事務作業として済ませずに、全力で取り組んでもらいたいと思います。

安齋：今後、厚労省で長く働き続けて

いくために大切なことって何ですか？

中井：やっぱりプライベートを充実させることだと思います。しっかり休暇をとってオンオフのメリハリを付けるのは重要です。若手の皆さんはちゃんと休みは取れていますか？

鵜川：上司もすごく働きかけてくれて、休んだ分の仕事のフォローもしてくれるので、月一で必ずマンスリー休暇は取ってます。

大原：昔と比べて随分休みが取りやすい環境になったと思います。男性も育児を取得する人が増えてきましたし、時短勤務などもできるようになってきています。

安齋：ありがとうございます。私も仕事と休みのオンオフを付けつつ、これからも厚労省で頑張りたいと思います。

薬系技官を目指す方へのメッセージ

薬系技官に少しでも興味を持っていただけただけでしょうか？

薬系技官の業務は多岐にわたり、どんなバックグラウンドの人でも活躍できます！

是非一度説明会にお越しください！「生きる」を支える、そんな仕事を一緒にしてみませんか？



UKAWA Yuta

医薬局
総務課 係員
鵜川 佑太

令和4年入省。医薬局総務課の企画法令係として、局内外の調整を主な業務としてやっている。



薬系技官として採用されると、おおむね2年ごとに部署を異動します*。

異動を繰り返しながら、様々な業務を経験してキャリアを積んでいきます。異動の頻度は多いですが、前任者からの業務の引き継ぎや、職場の上司や同僚のサポートもありますので、安心して仕事を進めることができます。

※部署によって異なるケースがあります



具体的なキャリアパスの例 —— 国内外で様々な経験をしています！

駆け出しの頃

平成14年に入省し、食品保健部基準課に配属され、残留農薬や食品添加物の基準を担当しました。医薬品とは異なりますが、薬系技官として生物・化学の専門性の求められる業務です。この時、食品規格の国際会議であるCODEX（於ローマ）に参加させてもらったのが人生初の海外経験でした。

1度目の海外～米国で公衆衛生を学ぶ～
人事院長期在外研修員の制度でハーバード公衆衛生大学院に留学しました。他の留学生も多く、自分の世界を広げることができました。

医薬品の国際担当として
帰国後は、審査管理課（在籍時に国際化専門官に昇任）で医薬品の国際関係を担当し、ICHでの規制調和や、経済連携協定交渉の医薬品分野に参加しました。

3省共管の化学物質管理
化学物質安全対策室では厚労・経産・環境の3省共管である化審法を担当。改正化審

法下でのリスク評価の立ち上げを3省共同して行いました。OECDによる化審法GLPの実地査察への対応も行いました。

2度目の海外～世界薬物問題への対応～
外務省在ウィーン国際機関日本政府代表部へ出向し、ウィーンで行われる国連麻薬委員会において、2016年国連麻薬問題特別総会の準備や合意文書の交渉等を行いました。

コロナ下での国際対応
コロナ下で着任した大臣官房国際課では、ワクチン開発・供給を行う国際組織(CEPI・GAVI)への支援や、ワクチンの共同購入を行うCOVAXファシリティを通じた海外供与に携わった他、コロナ関係の海外情報収集にも従事しました。

室長として
令和3年に化学物質安全対策室長に昇任し、組織・業務の全体的な統括を行うことになりました。これまでの自分で手を動かす業務とは違った難しさがありますが、今までの経験を糧に取り組んでいます。



医薬局 医薬安全対策課 安全使用推進室長 大久保 貴之 OKUBO Takayuki

平成14年 入省
平成17年 人事院長期在外研修員（ハーバード公衆衛生大学院）
平成19年 医薬局審査管理課係長
平成22年 医薬局審査管理課化学物質安全対策室専門官
平成25年 外務省ウィーン代表部一等書記官
平成28年 医薬・生活衛生局安全対策課課長補佐
令和2年 大臣官房国際課課長補佐
令和3年 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室長
令和5年 現職

先輩薬系技官からのMESSAGE

思い切って行こう！
～よりよい未来の実現を目指して～



医薬局 医薬安全対策課 課長 野村 由美子 NOMURA Yumiko

平成4年 入省
平成22年 厚生労働省医薬食品局審査管理課長補佐
平成25年 厚生労働省医薬食品局血液対策企画官
平成26年 (独)医薬品医療機器総合機構新薬審査第一部長
平成28年 (独)医薬品医療機器総合機構審査マネジメント部長
平成30年 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保険業務室長
令和2年 厚生労働省医政局研究開発振興課治験推進室長
令和5年 現職

薬系技官という職に関心を持ってくださった皆さん、ようこそ。皆さんは、技術系の国家公務員という、どういうイメージを思い浮かべるでしょうか。白衣を着て、実験テーブルに向かっている姿を思い浮かべるかもしれません。残念(?)ながら、実際は、ほぼ100%がデスクワークで、日々の業務は、利害関係者の間の調整や、国会期間中は答弁作成に明け暮れることもあります。しかしながら、一見つまらない、苦しいと感じられる業務の中に、よりよい未来を築いていくヒントがあります。そして、この職場はまさに、よりよい未来を実現するのに一番近い場所です。

私たちは、法律や制度、通達を新しく作成したり、既存の制度に変更を加えたりすることで、そこにある課題を

解決していきます。見つけた課題に対して、できるだけ俯瞰的に状況を把握し、世界の動向に加え、ステークホルダーの状況や様々な事情、少数の関係者の声にも丁寧に耳を傾けた上で、チームとしてあるべき姿を議論し、関係者との意見交換の過程で、実現時期や内容を調整しながら実現に導いていく過程は、何物にも代えられない醍醐味です。

一方で、その影響が重大であるだけに、その方針や内容は、弛みなく取得された最新の専門知識を踏まえつつも、霞ヶ関だけの独善になってはなりません。厚生労働省の施策は、国民の生活に密着した内容が多いために、必ずしも専門知識には詳しくない立場からの受け止めや理解にも適うものでなければなりません。ここは、様々な関

係者の意見を真摯に受け止めることに加え、自身の業務外の経験や知識が生きる場面でもあります。

…とあれこれ書き連ねましたが、様々な熟慮を重ねた上で、最後は、思い切って行こう！です。準備に裏付けられた勇気と批判を受け止める謙虚さをもって、施策を進めて行きたいと考えています。

ここは決して楽ができる職場ではありませんが、頑張ったら頑張っただけの賜物が得られる場所です。そして、このような過程が苦しいだけでなく、だんだん楽しいと思える時期に必ずや到達することをお約束します。チャレンジすることで開けてくる未来と一緒にみてみませんか。

募集要項

採用予定区分

令和6年度採用予定者については、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）の「化学・生物・薬学」区分の最終合格者から採用予定です。

令和6年度（令和7年度採用予定者）採用スケジュール予定

2月	2月5日(月)～2月26日(月)	国家公務員採用総合職試験申込受付期間
3月	3月17日(日)	第1次試験
4月	4月1日(月)	第1次試験合格者発表
	4月14日(日)	第2次試験(筆記)
	4月22日(月)～5月15日(水)	第2次試験(人物) [大卒程度試験の場合]
	4月30日(火)～5月15日(水)	第2次試験(政策課題討議・人物) [院卒者試験の場合]
5月	5月28日(火)	総合職試験最終合格者発表
6月	6月3日(月)	既合格者向け官庁訪問 開始
	6月12日(水)	官庁訪問 開始
7月		
8月		
9月		
10月	10月1日以降	内定

※試験情報の詳細については、「国家公務員試験採用情報 NAVI」(<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)をご覧ください。

よくある質問

FAQ

Q 採用までのプロセスについて教えてください。

A まず国家公務員総合職試験の「化学・生物・薬学」を受験し、合格する必要があります。その後、官庁訪問を行い、最終的に採用となります。官庁訪問は厚生労働省の採用担当者が志望する受験者の皆さんを把握するためだけでなく、受験者に業務内容を知って頂く機会となります。具体的には実際に業務を行っている職員との面接や、グループディスカッション等が行われますが、年によって内容は変更されます。

Q 薬学部以外の学部の卒業生でも採用されますか？

A 薬系技官の採用にあたっては、学生の熱意や人物像等を総合的に評価しています。卒業学部等は問いません。また、過去の採用実績として、薬学部以外を卒業した方も多数採用されています。

Q 配属部署に関する希望を出すことはできますか？地方や海外勤務はありますか？

A 定期的に配属部署に関する希望等を伝えることができますが、総合職としては特定の分野に限定されることなく、様々な部署で経験を積むのが重要と考えています。また、転勤を伴う異動として、地方行政組織への出向や、外国の大使館、国際機関での勤務等がありますが、これらについても希望の有無を伝えることができます。

Q 留学をすることはできますか？

A 人事院のプログラムにより海外留学をすることが可能です。留学先は自ら選ぶことができ、薬系技官として必要な知識・経験を習得することが可能です。入省後の業務の状況や語学力(TOEFL等)を踏まえた選考があります。

Q 子育てと仕事を両立することはできますか？

A 子育てをしながら勤務している職員は多くいます。育児休暇や育児短時間勤務制度等があり、育児をしながらキャリアを積むことが可能です。

採用実績

採用人数

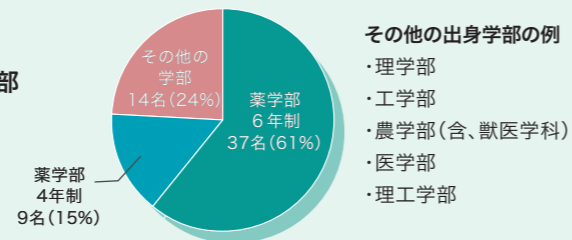
年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人数	8 (5)	9 (4)	8 (4)	7 (2)	9 (3)	8 (5)

() は採用者のうち女性の数

薬系技官採用実績の内訳

入省8年目までの職員の出身学部

出身地、出身大学ともに全国に広がっています。学部卒、大学院卒など、幅広く採用しています。



薬系技官の業務内容をもっと知りたい

「霞が関 OPEN ゼミ」をはじめとする各種業務説明会では、薬系職員の業務内容の紹介や採用までのスケジュール等、厚生労働省への就職を検討する上で有意義な情報が得られますので、是非ご参加ください。説明会の日程は、厚生労働省薬系技官の採用ホームページをご覧ください。また OB/OG への訪問を含め、職場訪問を希望される方は、お一人でも訪問を受けますので、お気軽に採用担当までお問い合わせください。

インターンシップについて

厚生労働省では、毎年夏から秋にかけてインターンシップを実施しており、1週間～2週間程度、ご希望の部局において実際の業務を体験していただいています。毎年春から夏にかけて厚生労働省ホームページ等で募集をかけ、各大学を通じて応募いただいていますので、詳細については募集の際にご確認ください。